

# 川崎市上下水道局総合評価一般競争入札実施要綱

(平成24年5月30日24川上総契第130号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が発注する工事において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が上下水道局（以下「局」という。）にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者と決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）により請負の契約を締結するため、その実施について別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価一般競争入札により契約の締結をする工事（以下「対象工事」という。）は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 技術的な工夫の余地及び効果が大きい工事において、管理者が示す標準的な仕様に対し、施工上の工夫等の技術提案を求めることにより、民間企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることが期待され、かつ、施工の確実性を確保するため、入札参加者の施工能力、施工計画、信頼性・社会性等と入札価格とを一体として評価することが妥当と認められる工事
- (2) 技術的な工夫の余地が小さい工事において、施工の確実性を確保するため、入札参加者の施工能力、施工計画、信頼性・社会性等と入札価格とを一体として評価することが妥当と認められる工事
- (3) 前号に規定するものを除くほか、入札参加者の施工能力、信頼性・社会性等と入札価格とを一体として評価することが妥当と認められる工事

(総合評価落札方式の型式)

第3条 総合評価落札方式の型式は次のとおりとする。

- (1) 標準型 前条第1号の工事に該当する場合
- (2) 簡易型 前条第2号の工事に該当する場合
- (3) 特別簡易型 前条第3号の工事に該当する場合

(川崎市上下水道局総合評価審査員の設置等)

第4条 管理者は、地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定に基づき、総合評価一般競争入札における申込みのうち、価格その他の条件が局にとって最も有利なものをもって申込みをした者を決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）について定めるときは、あらかじめ、川崎市上下水道局総合評価審査員（以下「審査員」という。）への意見聴取（以下「意見聴取」という。）を行うものとする。

2 前項の規定による意見聴取において、当該落札者決定基準により落札者を決定しようとする場合において、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられたときには、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、審査員から意見聴取するものとする。

3 審査員は2人以上とし、学識経験を有する者のうちから管理者が選任するものとする。

4 審査員の任期は1年以内とし、再任を妨げないものとする。

(総合評価一般競争入札の実施)

第5条 管理者は、総合評価一般競争入札を行おうとするときは、川崎市上下水道局総合評価審査委員会設置要綱（平成21年1月30日20川水総契第785号。以下「要綱」という。）第1条に規定する川崎市上下水道局総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）に対し、要綱第2条第1号及び第2号に規定する事項について諮問し、これを決定するものとする。

(入札参加者への周知)

第6条 管理者は、総合評価一般競争入札を行うときは、入札に参加する者に対し、入札公告により、次の事項を周知するものとする。

- (1) 総合評価一般競争入札の採用に関すること。
- (2) 総合評価に必要な技術提案等の資料の提出に関すること。
- (3) 落札者決定基準及び落札者の決定方法に関すること。
- (4) 総合評価に関する審査結果の公表に関すること。
- (5) 価格以外の評価（以下「技術評価」という。）の点数についての疑義及び照会に関すること。
- (6) 提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いに関すること。
- (7) その他必要と認めること。

(評価項目算定資料の提出)

第7条 管理者は、技術評価を行うため、総合評価一般競争入札の入札参加者から次に掲げる資料（以下「評価項目算定資料」という。）のうちから必要と認めるものの提出を求めるものとする。

- (1) 評価項目算定資料書（第3号様式）
- (2) 標準的な仕様に対する技術提案に関する書類（第4-1号様式）
- (3) 工程表及び工程管理に係る技術的所見（第4-2号様式）
- (4) 施工上配慮すべき安全対策に係る所見（第4-3号様式）
- (5) 施工上配慮すべき事項に係る技術的所見（安全対策を除く。）（第4-4号様式）
- (6) 材料の品質管理に係る技術的所見（第4-5号様式）
- (7) 同種工事の施工実績（第5号様式）
- (8) 配置予定技術者の資格及び施工実績（第6-1号様式）
- (9) 配置予定技術者工事成績対象工事（第6-2号様式）

- (10) 主観評価項目に関する誓約書（第7－1号様式）
- (11) 建設機械保有状況誓約書（第7－2号様式）
- (12) アシストかわさき施工実績届出書（第7－3号様式）
- (13) 川崎市と締結する協定等に基づき派遣要請を受けた実働実績証明願・  
証明書（第7－4号様式）
- (14) その他必要と認める資料

2 管理者は、総合評価一般競争入札を行うときは、入札参加者から入札書と同時に評価項目算定資料の提出を求めるものとする。

3 管理者は、評価項目算定資料の提出を受けた後は、当該資料を提出した入札参加者からの内容変更の申し出を認めないものとする。

4 管理者は、入札参加者から提出された評価項目算定資料につき、必要に応じてヒアリングを実施することができる。

（技術評価の点数の決定）

第8条 管理者は、総合評価一般競争入札に係る技術評価を行うときは、工事担当課による評価の後、委員会の審議を経て、技術評価の点数を決定する。

ただし、特別簡易型については、委員会の審議を省略するものとする。

（落札者の決定）

第9条 管理者は、総合評価一般競争入札の落札者を別記「落札者決定方法」により決定する。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第2項の規定による意見聴取を行い、当該落札者の決定について審査員から異議が出た場合には、委員会の審議を経るものとする。

3 管理者は、落札者を決定したときは、当該落札者その他の入札参加者に対し、その決定について通知するものとする。

（評価結果等の公表）

第10条 管理者は、総合評価一般競争入札により落札者を決定したときは、落札者その他の入札参加者の評価結果について、川崎市ホームページ等を利用して公表するものとする。

2 入札参加者は、前項の規定による公表があった日から起算して2日以内に、自らの技術評価について疑義があるときには、管理者に照会をすることができる。

3 管理者は、前項の規定による照会を受けたときは、当該照会をした者に回答するものとする。

(加算点を得た評価項目が達成されなかったときの取扱い等)

第11条 管理者は、総合評価一般競争入札により請負者を決定した工事において、完成検査の結果、当該請負人が技術評価の点数において加算点を得た評価項目の一部又は全部について、当該工事が加算点を得るに至った評価区分の基準を満たしておらず、その責が当該請負人にあると認められる場合には、工事成績評定の減点対象とする。

2 管理者は、入札参加者が提出した評価項目算定資料に管理者が示した加算要素の内容の改ざん、虚偽の記載等明らかに悪質な行為があったと認める場合には、評価を無効とし、又は川崎市長に対し川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱（昭和63年9月1日63川財工第166号）の規定に基づく指名停止を求める等適切な措置を講じるものとする。

(落札者の施工方法等)

第12条 技術提案に基づき入札を行い落札した者に対しては、当該技術提案に基づいて施工させるものとし、当該技術提案に係る設計変更等は原則として行わないものとする。

(技術提案の使用及び保護)

第13条 技術提案の内容は、その後の工事において、当該内容が一般的に使

用される状態となった場合には、無償でこれを使用することができる。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでない。

(技術提案が達成されなかったときの違約金)

第14条 第3条第1号に規定する標準型により入札を行い、請負者を決定した工事において、当該請負者の技術提案が達成されなかった場合には、自然災害等の不可抗力によるものを除き、当該請負者は管理者の指定する期間内に違約金を支払わなければならない。

2 前項の違約金の額は、請負者が現に履行した内容に基づいて技術評価点を算定し直した後、当該技術評価点から求められる総合評価点が落札決定時のものと同一になるよう改めて価格を計算し、当該請負者の入札価格から当該価格を差し引いた額とする。

(秘密の保持)

第15条 管理者は、入札参加者から提出された評価項目算定資料は公表しないものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

(川崎市上下水道局総合評価一般競争入札試行要綱の廃止)

2 川崎市上下水道局総合評価一般競争入札試行要綱（平成21年1月30日20川水総契第786号）は、廃止する。

附 則（平成25年4月9日25川上総管第96号）

この要綱は、平成25年4月16日から施行する。

附 則（平成25年4月25日25川上総管第215号）

この要綱は、平成25年4月25日から施行する。

附 則（平成26年7月18日26川上総管第841号）

この要綱は、平成26年7月18日から施行する。

附 則（平成27年1月26日26川上総管第2395号）

この要綱は、平成27年1月26日から施行し、平成27年4月1日以後に締結する契約について適用する。

附 則（平成28年2月29日27川上総管第2980号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年8月26日28川上総管第1145号）

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則（平成29年6月28日29川上総管第639号）

この要綱は、平成29年7月3日から施行する。

附 則（平成30年3月15日29川上総管第2902号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月29日30川上経管第2794号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に公告する案件から適用し、同日前までに公告した案件については、なお従前の例による。

附 則（平成31年4月24日31川上経管第196号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年3月31日31川上経管第2609号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に公告する案件から適用し、同日前までに公告した案件については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年3月31日2川上経管第2910号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に公告する案件から適用し、同日前までに公告した案件については、なお従前の例による。



## 別記

### 落札者決定方法

#### 1 総合評価の方法

総合評価一般競争入札においては、入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、かつ次の方法によって求められた総合評価点の最も高い者を落札者とする。ただし、最も高い者が2者以上いる場合は、くじにより決定するものとする。

ア 総合評価点の算出方法は、次の算式により求めるものとする。

(ア) 入札価格が川崎市建設工事低入札価格調査運用指針に定める調査基準比較価格（以下「調査基準価格（税抜）」という。）以上の場合

$$\text{総合評価点} = (\text{技術評価点} / \text{入札価格}) \times 100,000,000 \text{（小数点第5位以下切捨て）}$$

(イ) 入札価格が調査基準価格（税抜）を下回る場合

$$\text{総合評価点} = (\text{技術評価点} / \text{調査基準価格（税抜）}) \times 100,000,000 \text{（小数点第5位以下切捨て）}$$

ただし、川崎市上下水道局建設工事低入札価格調査取扱要領において準用する川崎市建設工事低入札価格調査取扱要領第2条第1号及び第3号に定める工事については、入札価格にかかわらず、上記（ア）によるものとする。

イ 技術評価点は、標準点（100点）と加算点（最高点10～80点の範囲内）の合計とする。

ウ 加算点の算出方法は、次の式により求めるものとする。

$$\text{加算点} = (\text{入札参加者の得点} / \text{評価項目の配点合計}) \times \text{設定加算点（加算点の満点）}$$

（小数点第5位以下切捨て）

エ 技術評価点が標準点を下回る者の入札は無効とする。

オ 共同企業体での申請における各評価項目の評価は、共同企業体の代表者を対象として行うものとする。ただし、別表の6（4）及び7（4）に規定する項目については、共同企業体の構成員（代表者を含む。以下同じ。）を対象として評価を行うものとする。

#### 2 評価項目について

総合評価一般競争入札における評価項目は、別表「総合評価一般競争入札評価項目表」に示す必須項目のほかに、必要に応じて個別の工事ごとに、任意項目を評価項目として選択するものとする。

別表

総合評価一般競争入札評価項目表

※ただし、評価基準について、これにより難い場合は変更することができる。

分類	評価項目	必須・● 任意・○	評価基準	配点
1 技術提案  標準型の場合に1評価項目以上指定する	(1) 総合的なコストに関する提案	○	工事ごとに、評価基準を定めます。	
	(2) 工事目的物の性能に関する提案	○		
	(3) 社会的要請に対応した提案	○		
2 技術提案に係る施工計画	(1) 標準型の技術提案に対応した施工計画	○	技術提案の計画の実現性、可能性	
3 施工計画  簡易型の場合に2評価項目以上指定する	(1) 工期設定の適切性	○	各工程の工期及び工事の手順が適切である提案が3項目	5.0
			各工程の工期及び工事の手順が適切である提案が2項目	2.5
			各工程の工期及び工事の手順が適切である提案が1項目	0.5
			適切である提案が1項目もない場合	0.0
			無記載等、又は各工程の工期及び工事の手順が適切でない。	無効
	(2) 施工上配慮すべき安全対策に係る所見	○	施工上配慮すべき安全対策について、現地条件を踏まえて適切である提案が3項目	5.0
			施工上配慮すべき安全対策について、現地条件を踏まえて適切である提案が2項目	2.5
			施工上配慮すべき安全対策について、現地条件を踏まえて適切である提案が1項目	0.5
			適切である提案が1項目もない場合	0.0
			無記載等、又は現地条件を踏まえてなく適切でない。	無効
	(3) 施工上配慮すべき事項に係る技術的所見（安全対策を除く。）	○	施工上配慮すべき事項（安全対策を除く。）について、現地条件を踏まえて適切である提案が3項目	5.0
			施工上配慮すべき事項（安全対策を除く。）について、現地条件を踏まえて適切である提案が2項目	2.5
			施工上配慮すべき事項（安全対策を除く。）について、現地条件を踏まえて適切である提案が1項目	0.5
			適切である提案が1項目もない場合	0.0
			無記載等、又は現地条件を踏まえてなく適切でない。	無効
	(4) 材料の品質管理に係る技術的所見	○	品質の確認方法、管理方法が現地条件を踏まえており適切である提案が3項目	5.0
品質の確認方法、管理方法が現地条件を踏まえており適切である提案が2項目			2.5	
品質の確認方法、管理方法が現地条件を踏まえており適切である提案が1項目			0.5	
適切である提案が1項目もない場合			0.0	
無記載等、又は現地条件を踏まえてなく適切でない。			無効	
4 企業の施工実績	(1) 同種工事の施工実績  (期間については別途定める)  ※9	●	提出のあった工事実績が、本市発注の同種工事の元請としての施工実績である。※8	3.0
			提出のあった工事実績が、同種工事の元請としての施工実績である。	1.5
			実績なし	0.0
	(2) 過去3年間の本市工事成績評定点の平均点	●  ※1	同業種における平均点が8.0点以上	3.0
			同業種における平均点が7.5点以上8.0点未満	2.5
			同業種における平均点が7.0点以上7.5点未満	2.0
			同業種における平均点が6.5点以上7.0点未満	1.0
			同業種における実績なし	0.0
			同業種における平均点が6.5点未満	△1.0
	(3) 過去5年度における本市優良事業者表彰（平成28年度以前の表彰の場合にあつては、優良業者表彰）の受賞の有無	●	あり	0.5
なし			0.0	

5 配置予定技術者の能力	(1) 同種工事の施工経験 (期間については別途定める)	●	同種工事で主任(監理)技術者として経験あり	3.0	
			同種工事現場代理人として経験あり	1.5	
			経験なし	0.0	
	(2) 過去の本市発注の従事工事における 成績評定点 (過去3年間)	● ※1		過去の従事経験として提出された同業種工事が本市発注の工事であり、その成績が80点以上	3.0
				〃、その成績が75点以上80点未満	2.5
				〃、その成績が70点以上75点未満	2.0
				〃、その成績が65点以上70点未満	1.0
			当該工事の実績なし	0.0	
(3) 技術者資格保有状況	○		資格あり	1.0	
			資格なし	0.0	
6 企業の信頼性・社会性	(1) ISO9001又は14001の取 得状況	●	あり	0.5	
			なし	0.0	
	(2) 障害者の雇用状況	●		障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づき雇用状況の報告を義務付けられている事業者で法定雇用率を達成している又は義務付けられている事業者以外で障害者を常用雇用している。	0.5
				同上なし	0.0
	(3) 男女共同参画(行動計画策定)	●		次世代育成支援推進法に基づく一般事業主行動計画又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定している。	0.5
				同上なし	0.0
	(4) 官公需適格組合であること	● ※2		官公需適格組合の証明を受けている。	0.5
			同上なし	0.0	
7 企業の地域貢献度	(1) 災害時における本市との協力体制 (災害協定) ※10	●		本市と応急防災措置等に関する協定等を締結している又は締結している団体に加入している。	0.5
				同上なし	0.0
	(2) 災害時における本市との協力体制 (防災協力事業所) ※10	●		川崎市防災協力事業所登録制度に関する登録をしている。	0.5
				同上なし	0.0
	(3) 本社の所在地 (WTO案件又は工事施工場所が市外と なる案件は適用外)	● ※3		工事施工場所と同一行政区域内に本社あり	0.5
				同上なし	0.0
	(4) 共同企業体における市内中小企業者 の構成(WTO案件は適用外)	● ※4		共同企業体構成員に市内中小企業者が含まれる。	1.0
			同上なし	0.0	
(5) 建設機械保有状況	● ※5		経営規模等評価結果通知書に示される建設機械を自社所有し、又は長期リースにより保有している。	0.5	
			同上なし	0.0	
(6) アシストかわさき施工実績 (緊急工事等の完工実績) (過去3年間)	● ※6-1		本市が指定する工事の完工実績を有している。	0.5	
			同上なし	0.0	
(7) アシストかわさき施工実績 (災害時実績) (過去3年間)	● ※6-2		本市と締結する災害協定等に基づき派遣要請を受け実績実績を有している。	0.5	
			同上なし	0.0	
8 担い手育成	若手・女性配置予定技術者の配置	●	配置予定技術者が40歳未満又は女性である	0.5	
		※7	同上なし	0.0	

備考

※1 原則として必須項目とするが、数年に一度しか発注がない業種など、競争性を阻害するおそれがある場合には、評価項目としない場合もある。

※2 官公需適格組合の「組員」に対してではなく、法人としての「組合」であることが加点の条件とする。ただし、入札参加条件に官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項第1号による中小企業者であることを条件としている場合は適用しない。

※3 原則として必須項目とするが、工事の施工場所と所在地に関係性がない特殊な工事などについては、評価項目としない場合もある。

※4 入札参加条件に共同企業体の構成員について、市内中小企業者であることを条件としている場合は適用しない。(WTO案件は適用外)

※5 「経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書」に基づき、建設機械の保有状況を申請する。  
入札参加条件に、市内中小企業者であることを条件としている場合にのみ適用する。

※6-1 市内事業者を対象とした総合評価一般競争入札において発注業種が、「下水管きよ」、「舗装」、「水道施設」の際に、加点の対象として適用とする。  
他の業種での発注時は適用しない。また、7(6)と7(7)の要件を両方満たしている場合は、それぞれ評価加点対象とする。

※6-2 市内事業者を対象とした総合評価一般競争入札において適用する。また、7(6)と7(7)の要件を両方満たしている場合は、それぞれ評価加点対象とする。

※7 配置予定技術者が若手技術者と女性技術者の要件を両方満たしていても重複加点は行わない。

※8 競争性を阻害するおそれがある場合には適用しない。

※9 5(1)と8の評価は、重複加点可能とする。ただし、同一技術者に限る。

※10 7(1)と7(2)の要件を両方満たしている場合は、それぞれ評価加点対象とする。

様式目次

様式番号	様 式 名	関係条文
1	総合評価落札方式に関する評価調書	第5条・第8条・第9条
2	技術評価点の報告について	第8条第1項
3	評価項目算定資料書【別紙有り】	第7条第1項第1号
3(別紙)	評価項目に対する配点及び自己採点表	
4-1(1)	技術提案書	第7条第1項第2号
4-1(2)	技術提案に係る施工計画	第7条第1項第2号
4-2(1)	工程表	第7条第1項第3号
4-2(2)	工程表(工程管理に係る技術的所見)	第7条第1項第3号
4-3	施工上配慮すべき安全対策に係る所見	第7条第1項第4号
4-4	施工上配慮すべき事項に係る技術的所見(安全対策を除く)	第7条第1項第5号
4-5	材料の品質管理に係る技術的所見	第7条第1項第6号
5	同種工事の施工実績	第7条第1項第7号
6-1	配置予定技術者の資格及び施工実績	第7条第1項第8号
6-2	配置予定技術者工事成績対象工事	第7条第1項第9号
7-1	主観評価項目に関する誓約書	第7条第1項第10号
7-2	建設機械保有状況誓約書	第7条第1項第11号
7-3	アシストかわさき施工実績届出書	第7条第1項第12号
7-4	川崎市と締結する協定等に基づき派遣要請を受けた実働実績証明願・証明書	第7条第1項第13号
8	総合評価落札方式に関する評価調書(結果一覧)	第10条第1項
9	価格以外の評価に関する疑義について(照会)	第10条第2項
10	価格以外の評価に関する疑義について(回答)	第10条第3項



第 号  
年 月 日

総合評価審査委員長 様

長

技術評価の報告について

総合評価一般競争入札実施要綱第8条の規定に基づき、次の工事の技術評価について、報告します。

対象工事：

年 月 日

(宛先)  
川崎市上下水道事業管理者

住 所  
商号又は名称  
(共同企業体名)

---

---

代表者職氏名

---

(印)

### 評価項目算定資料書

年 月 日付けで公告がありました次の工事について、別紙のとおり評価項目算定資料を提出します。なお、資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

- 1 工事件名
  
- 2 履行場所

【連絡先】担当者 所 属 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_  
F A X \_\_\_\_\_





# 技術提案書

工 事 件 名 : \_\_\_\_\_

商号又は名称 : \_\_\_\_\_  
(共同企業体名)

1/

課題	

--

## 技術提案に係る施工計画

工 事 件 名 : \_\_\_\_\_

商号又は名称 : \_\_\_\_\_  
(共同企業体名)

課題	

## 工 程 表

工 事 件 名 : \_\_\_\_\_

商号又は名称: \_\_\_\_\_

(共同企業体名)

項 目	単 位	数 量	月		月		月		月		備 考
			10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	

※欄が足りないときは、複写して使用のこと。

## 工程管理に係る技術的所見

工 事 件 名： \_\_\_\_\_

商号又は名称： \_\_\_\_\_  
(共同企業体名)

課題	「工程管理に係る技術的所見」について、現場条件等を考慮し2項目以上3項目以下で提案すること。
<p><b>【本工事における課題設定】</b></p>          <p><b>【上記課題における独自の工夫】(1課題に対し1項目ずつ記載してください。)</b></p>          	

※作成にあたっては、「川崎市上下水道局総合評価落札方式のガイドライン」を必ずご確認ください。

## 施工上配慮すべき安全対策に係る所見

工 事 件 名： \_\_\_\_\_

商号又は名称： \_\_\_\_\_  
(共同企業体名)

課題	「施工上配慮すべき安全対策に係る所見」について、現場条件等を考慮し2項目以上3項目以下で提案すること。
<p>【本工事における課題設定】</p>          <p>【上記課題における独自の工夫】(1課題に対し1項目ずつ記載してください。)</p>	

※作成にあたっては、「川崎市上下水道局総合評価落札方式のガイドライン」を必ずご確認ください。



## 材料の品質管理に係る技術的所見

工 事 件 名： \_\_\_\_\_

商号又は名称： \_\_\_\_\_  
(共同企業体名)

<b>課題</b>	「材料の品質管理に係る技術的所見」について、現場条件等を考慮し2項目以上3項目以下で提案すること。
【本工事における課題設定】	
【上記課題における独自の工夫】(1課題に対し1項目ずつ記載してください。)	

※作成にあたっては、「川崎市上下水道局総合評価落札方式のガイドライン」を必ずご確認ください。



## 同種工事の施工実績

工 事 件 名: \_\_\_\_\_

商号又は名称: \_\_\_\_\_  
(共同企業体名)

<b>同種工事の条件</b>	
工事 名 称 等	工事名称 (発注機関名)
	施工場所
	契約金額(税込み) <span style="float: right;">円</span>
	工期 <span style="margin-left: 100px;">年 月 日</span> ~ <span style="margin-left: 100px;">年 月 日</span>
	受注形態 <span style="margin-left: 100px;">単 体 / J V (出資比率 %)</span>
	CORINS登録の有無 <span style="margin-left: 100px;">有 (CORINS登録番号 ) ・ 無</span>
工事 概 要 等	工事内容 (工法・規模等、同種工事の確認ができる内容を記載すること。)

(注)

- 1 同種工事の施工実績について、過去に施工した工事を1件記載すること。
- 2 記載した工事内容、工事の完成及び引渡しの完了を証明する書類(工法、規模等が確認できるもの)を添付すること。  
(例:契約書、設計書、検査済証等の写し、コリンズ竣工時カルテ受領書の写し等)
- 3 当該評価項目について実績を有しない場合も本様式を提出すること。
- 4 共同企業体で施工した場合は、共同企業体に係る協定書の写しを添付すること。  
(なお、共同企業体としての実績は出資比率が20%以上のものに限る。)

## 配置予定技術者の資格及び施工実績

工 事 件 名: \_\_\_\_\_  
 商号又は名称: \_\_\_\_\_  
 (共同企業体名)

	ふりがな		落札者決定基準 における 「担い手育成」の 適用申請
配置予定技術者の氏名			
配置予定技術者の役職 (該当する方を○で囲む)	監理技術者 ・ 特例監理技術者 ・ 主任技術者		
法令による資格・免許 (登録番号・取得年月日)			
入社年月日	年 月 日	年齢 ( 歳)	有 ・ 無
<b>同種工事の条件</b>			
同 工 事 経 験 の 概 要	工事名称 (発注機関名)	( )	
	施工場所		
	契約金額(税込み)	円	
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日	
	従事役職	現場代理人、主任技術者、監理技術者	
	工事概要 (工法・規模等の確認 ができる内容を記載 すること。)		
	CORINS登録の有無	有(CORINS登録番号 ) ・ 無	
申 請 時 の 他 工 事 の 従 事 状 況 等	工事名称 (発注機関名)	( )	
	契約金額(税込み)	円	
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日	
	従事役職	現場代理人、主任技術者、監理技術者、その他( )	
	CORINS登録の有無	有(CORINS登録番号 ) ・ 無	
上記の技術者を配置予定技術者として申し込み中の工事 (契約番号・件名・開札予定日を記入)			
契約番号	件 名	開札予定日	

(注)

- 1 記載する同種工事の実績の件数は1件とする。また、記載する配置予定技術者は1名に限る(特例監理技術者を配置する場合は、配置する特例監理技術者のみを記載すること)。
- 2 配置予定技術者は建設業法に基づき当該工事に必要な資格を有する者1名とし、免許・資格等が確認できる書類を添付すること。
- 3 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し(表、裏)を添付すること。
- 4 配置予定技術者の雇用関係を確認できる書類(健康保険被保険者証等)を添付すること。(配置予定技術者は入札参加資格確認申請の日以前3箇月以上の恒常的な雇用関係が必要となるので注意すること。)
- 5 記載した工事内容、工事の完成、引渡しの完了及び工事経験を証明する書類(工法(規模)、配置予定技術者の従事期間等の確認ができるもの)を添付すること。(例:公共工事については、コリンズ竣工時カルテ受領書等、民間工事については、契約書、設計書、検査済証、施工体制台帳等の写し等)
- 6 工事途中で技術者を交代した場合、または途中から工事に従事した場合は実績として認められない。ただし、工場製作を含む工事を上記条件に付している場合は、技術者を途中交代した場合でも実績として認められる場合がある。
- 7 共同企業体で施工した場合は、共同企業体に係る協定書の写しを添付すること。(なお、共同企業体としての実績は出資比率が20%以上のものに限る。)
- 8 落札候補者決定の時点で他の工事に配置されている技術者及び営業所専任の技術者は、他に定めのない限り、専任が必要な工事の配置予定技術者になることができないので注意すること。ただし、議決を要する契約については、議決予定月に他の工事に配置されていないこと(余裕期間が設けられている場合を除く)。
- 9 技術者の専任配置を必要とする案件で、開札予定日が同一の総合評価一般競争入札については、特例監理技術者を除き同一技術者を配置予定技術者とする事はできない。なお、特例監理技術者の配置を予定している場合、開札予定日が同一の総合評価一般競争入札については、同一技術者を配置予定技術者とできる案件は2件までとする。ただし、既に別工事に配置している技術者を特例監理技術者として配置する予定の場合、開札予定日が同一の総合評価一般競争入札については、同一技術者を配置予定技術者とする事はできない。
- 10 技術者の専任配置を必要とする案件を落札したとき、又は、特例監理技術者として兼任する2件目の案件を落札をしたときは、同一技術者により申し込んでいる他の案件は辞退すること。辞退しないときは、その入札を無効とする。
- 11 落札者決定基準における「担い手育成」の適用となる若手配置予定技術者は、入札参加申込締切日において40歳未満とする。
- 12 落札者決定基準における「担い手育成」の適用となる女性配置予定技術者を申請する際は、女性であることを証明する書類(健康保険被保険者証等)を添付すること。

配置予定技術者工事成績対象工事

工事件名: \_\_\_\_\_

商号又は名称: \_\_\_\_\_

(共同企業体名)

配置予定技術者名: \_\_\_\_\_

評価対象の業種

工事件名(契約番号)	施工場所	工事期間	請負金額(円)	受注形態	工事成績評定点
( )		年 月 日 ~ 年 月 日	円	単 体 ・ J V ( %)	

(注)

- 1 評価対象(過去3年間)となる工事を1件記載すること。  
(合併入札案件については契約番号単位でいずれか1件を記載すること。)
- 2 工事途中で技術者を交代した場合、または途中から工事に従事した場合は実績として認められない。
- 3 当該評価項目について実績を有しない場合も本書を提出すること。
- 4 受注形態は、単体又は○○・□□JV(出資比率○○%)と記載すること。  
(なお、共同企業体としての実績は出資比率が20%以上のものに限る。)
- 5 工事成績評定点が証明できる書類を添付すること。

年 月 日

(宛先)  
川崎市上下水道事業管理者

住 所 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_  
(共同企業体名)  
代表者職氏名 \_\_\_\_\_

## 主観評価項目に関する誓約書

下記の主観評価項目について、**入札参加申込締切日時現在、登録条件を満たしていること(※1)**を誓約します。

また、同項目について、**入札参加申込締切日時時点で登録されていること(※2)**を確認しました。

- 障害者の雇用状況
- 災害時における本市との協力体制（災害協定）
- 災害時における本市との協力体制（防災協力事業所）
- ISO 9001 又は 14001の認証取得
- 男女共同参画（行動計画策定）
- 優良事業者表彰

**該当する項目の口にチェックしてください。**

※1 登録条件については、主観評価項目制度実施要綱でご確認ください。

※2 登録状況については、「入札情報かわさき」の「業者登録システム」により確認することができます。「登録情報を照会する」からログインし、登録業者メインメニューの「登録内容確認（今年度）」へ入り、「本社情報」内の「主観項目」の欄をご確認ください。

(注1) 川崎市内に本社又は事業所がない事業者については、主観評価項目の登録対象ではありませんが、本様式に代えて、登録に必要な書類（主観評価項目実施要綱・要領参照）を案件ごとに提出すれば、総合評価一般競争入札上、評価対象となります。

(注2) **チェックのない項目については、加点対象外とします。**また、チェックが入っていても入札参加申込締切日時時点で登録がない項目は加点対象外とします。

(宛先)  
川崎市上下水道事業管理者

住 所 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_  
(共同企業体名)  
代表者職氏名 \_\_\_\_\_

## 建設機械保有状況誓約書

建設機械の保有状況を報告します。

経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書において社会性等（地域防災への備えの観点から、災害時において使用される代表的な建設機械の保有状況を評価する）としての加点対象となる「建設機械の保有状況」に基づき次の所有について、事実と相違ないことを誓約します。

経営規模等評価結果通知書に示される建設機械を自社所有又は長期リースにより

- 保有しています。  
 保有していません。

(注)

- 1 該当する項目の□にチェックを入れてください。いずれの□にもチェックが入っていない場合は加点対象外とします。
- 2 本市が発注する総合評価落札方式において、市内中小企業者が入札参加条件となる案件で、建設機械を有する市内中小企業者に対して、本誓約書により評点加点を与えるものとします。
- 3 建設機械保有状況は、「経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書」に基づくものとし、本誓約書を総合評価落札方式評価項目算定資料と合わせて提出してください。
- 4 本市が必要と認めるときは、建設機械の保有を確認する書類等の提出を求めることがあります。
- 5 虚偽の記載については、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱別表第1第1号「本市発注の工事の請負、製造の請負、物品の供給及び修理等の契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。」に該当するものとして、指名停止措置の対象となります。

(宛先)  
川崎市上下水道事業管理者

住 所 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_  
(共同企業体名)

代表者職氏名 \_\_\_\_\_

## アシストかわさき施工実績届出書

次の完工実績又は実働実績について、届出を行います。

(1)  緊急工事等の完工実績

年 月 1日～ 年 月 末日の過去3年間において、本市発注の工事で下記に示す対象工事を元請（共同企業体構成員）として受注し完工した直近の実績を1件御記入ください。

契約番号	
件名	
履行期間	年 月 日 から 年 月 日

対象工事

<ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市上下水道局緊急工事取扱要綱第2条で規定されている工事</li> <li>・水道施設等緊急修理工事(単価契約)</li> <li>・下水管きょ施設の緊急工事</li> <li>・各区内道路補修(緊急)工事</li> </ul> <p>※共同企業体で施工した案件については、構成員としての実績も加点の対象とする。 ただし、共同企業体の出資割合が20%以上であること。</p>
--

(2)  災害時実働実績

年 月 1日～ 年 月 末日の過去3年間において、災害発生時に下記に示す本市と締結する協定等に基づき派遣要請を受け実働を有した直近の実績を1件御記入ください。

締結協定名	<input type="checkbox"/> 災害時における応援に関する協定（一般社団法人 川崎建設業協会）
	<input type="checkbox"/> 災害時における応急対策を行うための協定書 （一般社団法人 川崎市電設工業会・一般社団法人 川崎市空調衛生工業会）
	<input type="checkbox"/> 災害時における応急対策の協力に関する協定（川崎塗装業協会）
	<input type="checkbox"/> 上記以外の協定等（ ） ※上記以外の協定による実働実績を申請する場合は、本書に加え <b>団体の発行する実働実績に関する証明書（7-4号様式）</b> を併せて提出してください。 ※上記協定等は主観評価項目制度実施要領に掲げる協定リストの中から記載してください。
災害名称	
従事内容	
従事期間	年 月 日 から 年 月 日

対象となる協定等

<ul style="list-style-type: none"> <li>・主観評価項目制度実施要領第2条(2)に規定する「届出書(様式2)」に登載されている協定等</li> <li>・「その他の地域防災計画協定等リスト」に登載されている協定等</li> </ul> <p>※「川崎市防災協力事業所登録制度に関する登録」による実績は加点対象外とする。</p>
---

※（1）及び（2）の要件を両方満たしている場合は、それぞれ評価加点対象とします。

年 月 日

(宛先) 様

住 所  
商号又は名称  
(共同企業体名)

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

代表者職氏名

\_\_\_\_\_

川崎市と締結する協定等に基づき派遣要請を受けた実働実績証明願

川崎市と締結する協定等に基づき下記のとおり活動したことについて証明願います。

- 1 活動期間 : 年 月 日 ~ 年 月 日
- 2 活動場所 : 川崎市 区
- 3 作業内容 :
- 4 対象協定名 :

年 月 日

(宛先)川崎市上下水道事業管理者

団 体 名 : \_\_\_\_\_

代 表 者 名 : \_\_\_\_\_ 印

川崎市と締結する協定等に基づき派遣要請を受けた実働実績証明書

上記内容に相違ないことを証明します

担当者 : \_\_\_\_\_

連絡先 : \_\_\_\_\_





年 月 日

(宛先)  
川崎市上下水道事業管理者

住 所 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_  
(共同企業体名)  
代表者職氏名 \_\_\_\_\_

価格以外の評価に関する疑義について (照会)

次の事項について疑義があるので照会します。

- 1 工事件名及び履行場所  
工事件名：  
履行場所：
- 2 疑義のある事項

第 年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_  
商号又は名称  
(共同企業体名) \_\_\_\_\_  
代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 様

川崎市上下水道事業管理者

価格以外の評価に関する疑義について（回答）

年 月 日付けで照会のあった件について、次のとおり回答します。

- 1 疑義の対象となった工事件名及び履行場所  
工事件名：  
履行場所：
- 2 回答内容

※ 疑義のあった内容については、次の理由のとおりです。